

令和 4 年 6 月 10 日
厚生労働省

民間競争入札実施事業
女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業の
実施状況について（令和 3 年度）

1. 事業概要

（1）目的

女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進するため、ウェブサイトにおいて、女性の活躍推進に関する情報や仕事と家庭の両立支援に関する企業の取組を公表する場、またその取組の進捗状況を企業が診断できる場を提供するとともに、雇用管理の好事例等の情報提供を行い、その取組を支援することを目的とする。

また、ユーザーの利便性の向上を図り、女性の活躍推進及び両立支援に関する情報の集約と提供を行うことにより、積極的に女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援に取り組む企業が求職者等に出られるという好循環を作り出し、企業における女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援を促進する。

（2）業務内容

①女性の活躍・両立支援を促進するための総合的情報提供事業

ア 女性の活躍推進・両立支援総合サイト（以下「総合サイト」という。）の運営
総合サイトにて、女性の活躍推進企業データベース（以下「女活データベース」という。）及び両立支援のひろば（以下「両立ひろば」という。）に登録する企業からの基本情報・担当者情報の登録・申請を統一的に受け付け、企業情報を管理すること。企業情報の登録・修正の際、個人事業主を除き、法人番号の登録を必須としているので、法人番号を活用して、登録済みの企業が二重に登録されないよう、適切に運用するとともに、法人番号未掲載の企業に対して掲載の働きかけを行うこと。

イ 女活データベースの運営・拡充

企業における女性の活躍推進の状況を閲覧できる女活データベースを運営・管理し、就職活動中の学生など求職者等の企業選択に資する情報を提供すること。

- （ア） 女性活躍推進法に基づくデータの確認・掲載及びコンテンツの管理
- （イ） サイトへの掲載方法等に関する企業からの問合せ対応
- （ウ） 女性活躍推進法に基づく情報公表を義務づけられた企業に対して女活デー

データベースへの登録勧奨

- (エ) 企業及びユーザー（学生、求職者等を想定）の利便性向上のための入力画面や表示画面の改修
- (オ) データ更新を怠っている企業へのアラート配信及びその企業リストの委託者への報告

ウ 両立ひろばの運営・拡充

企業が仕事と家庭の両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できるポータルサイトとして、両立ひろばを適切に管理・運営及び拡充し、労働者・企業向けに情報提供すること。

- (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づくデータの確認・掲載及びコンテンツの管理
- (イ) サイトへの掲載方法等に関する企業からの問合せ対応
- (ウ) 労働者・企業向けの情報提供とそれに伴う維持・管理
- (エ) データ公表・更新を怠っている企業へのアラート配信及びその企業リストの委託者への報告

エ 女性活躍、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の好事例収集・提供

女性活躍推進のための取組や、仕事と育児・介護の両立を支援するための取組を行い、他の模範となる企業に対しヒアリングを行い、好事例を収集すること。収集した好事例は、総合サイトの専用ページに掲載し公表すること。

オ 総合サイト、女活データベース及び両立ひろばの保守・管理

システムの安全かつ安定的な運用のため、総合サイト、女活データベース及び両立ひろばのシステムの運用・保守を適切に行うこと。プログラム開発及び運用・保守等については、外部への再委託も可とする。

カ 総合サイト、女活データベース及び両立ひろばの広報

総合サイト、女活データベース及び両立ひろばの各サイトへの登録・修正方法等を記載した事業主向けのリーフレットを作成し、都道府県労働局等に配布すること。特に女活データベースについては、女子学生向けのリーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、転職情報WEBサイトを使用した効果的な周知・広報を行うこと。

② 仕事と育児カムバック支援サイトの運営・広報

産前・産後休業、育児休業から職場に復帰予定の女性、育児等を機に退職し再就職を目指す女性や就労意欲のある子育て中の女性への相談対応や情報提供を適切に行うとともに、カムバック支援サイトを広報するため、リーフレットを作成し、都道府県労働局等に配布すること。

③ 本事業に関する検討委員会の開催・運営

女性の活躍推進又は仕事と家庭の両立支援に関する専門的知識を有する専門家、

官公庁における広報に知見を有する者、ウェブサイトを用いた広報等に知見を有する者など、委員長を含め6人程度の委員で構成された検討委員会を設置し、年4回程度開催して運営すること。

(3) 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(4) 受託事業者

東京海上ディーアール株式会社

(5) 受託事業者決定の経緯

「女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業に関する民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（2者）から提出された提案書について、外部有識者を含めた提案書技術審査委員会において、審査した結果、いずれも技術的要件は満たしていた。入札価格については、令和3年2月12日に開札したところ、いずれも予定価格の範囲内の価格が提示された。

以上を踏まえて総合評価を行った後、事情聴取等の調査を実施し、上記の者を落札者と決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

(1) 確保されるべきサービスの質に関する要求水準

- ①民間事業者は、本業務の実施において、策定した実施計画・作業スケジュールに沿って業務を適切に行うこと。
- ②女活データベースに掲載する女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や企業情報については、女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法に沿ったものであるか、公序良俗に反しないか、商業目的となっていないか、企業認定の有無に虚偽がないかを確認した上で掲載すること。
- ③両立ひろばに掲載する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法及び育児・介護休業法に沿ったものであるか、公序良俗に反しないか、商業目的となっていないか、企業認定の有無に虚偽がないかを確認した上で掲載すること。
- ④女性活躍推進法の義務企業である常用労働者301人以上企業の女活データベースへの情報公表企業数を令和3年度中に9,000社以上とする
- ⑤女活データベースへの年間アクセス数300,000件以上（PC版とスマートフォン版の合計）

(2) 評価

①～③は適切に実施された。（「3. 業務の履行状況」を参照）

④・⑤について、以下の通り目標達成をされているため、適切に実施されたと評価する。

評価事項	指標 (目標)	実施結果		評価	備考
		令和元年度	令和3年度		
女性活躍推進法の義務 企業である301人以上 企業の情報公表企業数	令和3年度中に 9,000社以上	7,702	9,250		年度末の企 業登録数
女活データベースへの 年間アクセス数	1年間に 300,000件以上	296,859	322,888		PC版とスマ ートフォン 版のアクセ ス合計

3. 業務の履行状況

業務		業務詳細	履行状況及び評価
①女性の活 躍・両 立支援 を促進 するた めの総 合的情 報提供 事業	ア 女性の 活躍推進・ 両立支援総 合サイトの 運営	総合サイトにて、女活データベース及び両立ひろばに登録する企業からの基本情報・担当者情報の登録・申請を統一的に受け付け、企業情報を管理すること。企業情報の登録・修正の際、個人事業主を除き、法人番号の登録を必須としているので、法人番号を活用して、登録済みの企業が二重に登録されないよう、適切に運用するとともに、法人番号未掲載の企業に対して掲載の働きかけを行うこと。	企業からの問合せ等に適切に対応し、管理・運営を行うことができた。
	イ 女活デ ータベース の運営・拡 充	企業における女性の活躍推進の状況を閲覧できる女活データベースを運営・管理し、就職活動中の学生など求職者等の企業選択に資する情報を提供すること。 (ア) 女性活躍推進法に基づくデータの確認・掲載及びコンテンツの管理 (イ) サイトへの掲載方法等に関する企業からの問合せ対応 (ウ) 女性活躍推進法に基づく情報公表を義務づけられた企業に対して女活データベースへの登録勧奨 (エ) 企業及びユーザー（学生、求職者等を想定）の利便性向上のための入力画面や表示画面の改修 (オ) データ更新を怠っている企業へのアラート配信及びその企業リスト	サイトの企業担当者向けトップページにおいて、企業情報の登録を増やすため、機関投資家等のインタビューの掲載、企業情報の登録（入力）方法の動画を掲載するとともに、公表情報項目への証券コードを追加するなど、サイトの利便性向上を図ることができた。ま

		の委託者への報告	た、企業からの問合せに対して、適切に対応することができた。
	ウ 両立ひろばの運営・拡充	企業が仕事と家庭の両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できるポータルサイトとして、両立ひろばを適切に管理・運営及び拡充し、労働者・企業向けに情報提供すること。 (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づくデータの確認・掲載及びコンテンツの管理 (イ) サイトへの掲載方法等に関する企業からの問合せ対応 (ウ) 労働者・企業向けの情報提供とそれに伴う維持・管理 (エ) データ公表・更新を怠っている企業へのアラート配信及びその企業リストの委託者への報告	企業からの掲載方法等に関する問合せに対して、迅速かつ適切に対応することができた。また、データ公表・更新を怠っている企業への対応も的確に行うことができた。
	エ 女性活躍、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の好事例収集・提供	女性活躍推進のための取組や、仕事と育児・介護の両立を支援するための取組を行い、他の模範となる企業に対しヒアリングを行い、好事例を収集すること。収集した好事例は、総合サイトの専用ページに掲載し公表すること。	事例収集にあたって、ヒアリング対象企業の選定を適切に行い、収集した事例をサイト内で公表した。
	オ 総合サイト、女活データベース及び両立ひろばの保守・管理	システムの安全かつ安定的な運用のため、総合サイト、女活データベース及び両立ひろばのシステムの運用・保守を適切に行うこと。プログラム開発及び運用・保守等については、外部への再委託も可とする。	各サイトの安全かつ安定的な運用を1年間通じて行うことができた。
	カ 総合サイト、女活データベース及び両立ひろばの広報	総合サイト、女活データベース及び両立ひろばの各サイトへの登録・修正方法等を記載した事業主向けのリーフレットを作成し、都道府県労働局等に配布すること。特に女活データベースについては、女子学生向けのリーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、転職情報WEBサイトを使用した効果的な周知・広報を行うこと。	各サイトのリーフレットについて、適切に作成・配布を行い、効果的な周知・広報を行うことができた。
②	仕事と育児カムバック支援サイトの運営・広報	産前・産後休業、育児休業から職場に復帰予定の女性、育児等を機に退職し再就職を目指す女性や就労意欲のある子育て中の女性への相談対応や情報提供を適切に行うとともに、カムバック支援サイトを広報するため、リーフレットを作成し、都道府県労働局等に配布すること。	リーフレットについて、対象者の関心を引くデザインへと修正し、効果的な周知・広報を行うことができた。また、相談対応等も適

		切に行った。
③ 本事業に関する 検討委員会の開催・ 運営	女性の活躍推進又は仕事と家庭の両立支援に関する専門的知識を有する専門家、官公庁における広報に知見を有する者、ウェブサイトを用いた広報等に知見を有する者など、委員長を含め6人程度の委員で構成された検討委員会を設置し、年4回程度開催して運営すること。	委員会を予定どおり滞りなく開催するとともに、委員から提案を事業運営に的確に取り入れた。

4. 実施経費の状況及び評価

(1) 本事業の落札額 97,500,000円（税抜）

(2) 経費削減効果

市場化テスト実施前である平成30年度及び令和元年度の契約額と市場化テスト開始後の令和2年度及び令和3年度の契約額を比較し、経費削減効果を測定すると、令和元年度は女性活躍推進法の改正に伴う改修等により経費が増額しているものの、平成30年度比では令和2年度は約8%、令和3年度は約24%の減となっている。競争性が確保されたことにより、経費削減効果が生じたものと評価できる。

年度	契約額（税抜）	契約額 （平成30年度比）	備考
平成30年度	127,624,000円※1	—	一般競争入札 （総合評価落札方式）
令和元年度	155,000,000円※2	121.5%	一般競争入札 （総合評価落札方式）
令和2年度	117,862,500円	92.4%	公サ法による民間競争入札 （総合評価落札方式）
令和3年度	97,500,000円	76.4%	公サ法による民間競争入札 （総合評価落札方式）

※1. 事業費の比較検討のため、平成30年度まで行っていた「均等・両立推進リーディングカンパニーの取組推進」に係る経費（6,376,000円）を平成30年度契約額（134,000,000円）から控除した金額を記載

※2. 令和元年度契約額については、「女性の活躍推進企業データベース」での改修経費が含まれるため、前年度に比べ、大きな金額となっている。

5. 業者からの提案による業務実施状況

民間業者からの提案に基づき、より多くの企業に「女性の活躍推進企業データベース」サイトで企業情報を公表してもらうために、機関投資家等へのインタビューを実

施し、機関投資家等の目線の紹介、公表情報項目への証券コードの追加、入力方法に関する動画の掲載等を行った。これにより、企業に対し、同サイトへの企業情報の登録勧奨を行うことができた。

6. まとめ

(1) 全体評価

上記2～5のとおり、サービスの水準、業務の履行、その他の事項にいずれにおいても民間事業者は評価基準を満たしており、円滑に委託事業を実施している。今後も、質の担保された事業を実施しつつ、競争性を確保し、経費削減を図ることが可能と考えられる。

(2) 今後の方針

① 本事業の市場化テスト実施状況は以下のとおりであり、総合的に判断して良好な実施結果が得られている。

ア 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示を受けたり、業務に係る法令違反等を行った例はなかった。

イ 今後は、厚生労働省に設置している外部有識者で構成されている公共調達中央監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定である。

ウ 本事業の入札においては2者からの応札があり、競争性は確保されていた。

エ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標達成について、全ての目標を達成している。

オ 従来経費と契約金額（支払金額）を比較したところ、経費削減の点で効果を上げている。

② 本事業については、令和3年6月18日に開催された第267回官民競争入札等監理委員会における審議の結果、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき終了プロセスに移行し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れたが、これまでの公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する官民競争入札等監理委員会の議論を踏まえた上で、厚生労働省において入札等監視委員会に諮り、厚生労働省自らが、公共サービスの質の維持向上に資すること及び競争性の確保等による経費削減を図っていくこととする。

〈以上〉